

## 平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会 議事録

■日時 平成28年6月24日（金）午前9時59分～午前11時48分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### ■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、西川委員、森川委員、守田委員、義江委員

### ■議事内容

#### 1 答申

##### (1) 「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

##### (2) 「(仮称) イオンモールむさし村山計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動及び温室効果ガスの項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 諮問

「(仮称) 南町田計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

#### 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書案	・(仮称)南町田計画	平成28年6月8日
2 環境影響評価書	・江東区有明北3-1地区開発計画	平成28年5月17日
3 事後調査報告書	・(仮称)新滝山街道(八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼)建設事業(工事の完了後その1)	平成28年6月14日
	・杉並清掃工場建替事業(工事の施行中その3)	平成28年6月13日
	・西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線(西東京市東伏見～北町間)建設事業(工事の施行中その12)	平成28年6月14日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	・江東区有明北3-1地区開発計画	平成28年6月2日

# 平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会

## 速 記 録

平成28年6月24日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時59分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち14名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成28年度第3回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、おはようございます。御多忙の中、御出席くださりまして、ありがとうございます。

会議に入ります前に、ただいま報告がありましたように、傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、いつものとおり「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴人入場)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまです。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

傍聴を希望される案件の審議が終了いたしましたら、その時点で、途中で退室されても結構でございますので、御協力をお願いいたします。

ただいまから、平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会を開催いたします。

本日の会議の議事でございますけれども、次第でございますように、答申2件に係る審議を行いました後、諮問を1件受けまして、その後、受理報告を受ける予定となっております。

早速、答申の1件目に入ります。

「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。

この案件につきましては、第二部会に審議をお願いいたしました。その結果につきまして、平手第二部会長から報告をしていただくことにいたします。よろしくお願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○池田アセスメント担当課長 それでは本日の資料の1ページ、資料1を読み上げさせていた

だきます。

平成28年6月24日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は2ページになります。

「新可燃ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成27年12月24日に「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通】

工事の施行中及び完了後において、計画中の北川原公園内の専用道路を車両が通行することにより、自然との触れ合い活動の場として公園を利用する人々の安全確保、大気汚染及び騒音・振動への影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討するとともに、必要に応じて予測地点を追加すること。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

#### 【騒音・振動】

工事用車両及び関係車両の走行に伴う騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量につい

て、算出根拠が不明確なことから、その算出過程を分かりやすく説明するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

#### 【自然との触れ合い活動の場】

事業実施区域の周辺には、多摩川と浅川の川沿いを中心に自然との触れ合い活動の場が広域に存在するため、本事業による工事用車両及びごみ収集車両等の走行経路には、これらの場までの利用経路と並行する区間や交差する場所が発生する。

このことから、自然との触れ合い活動の場の利用への影響を低減するよう環境保全のための措置を徹底すること。

また、更なる環境保全のための措置の実施を検討し、利用経路上の安全確保に努めること。

#### 【温室効果ガス】

エネルギー使用量などを算出するに当たっては、予測条件としてメーカーヒアリング結果を用いているが、既存清掃工場の実績値との関係を調査するなど、その妥当性について明らかにすること。

4ページが付表になります。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成27年12月24日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から21件の意見書の提出がありました。

また、関係市長である日野市長、国立市長、府中市長及び多摩市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、21名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

指摘の内容について、御説明いたします。

本事業は、日野市石田1丁目210番地の2に位置する約2.9haの敷地において、日野市、国分寺市及び小金井市の3市により設立された浅川清流環境組合により、3市から発生する一般廃棄物のうち、可燃ごみの焼却施設を整備するものであり、対象事業の種類は、「廃棄物処理施設の設置」でございます。

答申案の内容について、御説明いたします。

まず、大気汚染、騒音・振動、自然との触れ合い活動の場共通の意見からですが、工事の施行中及び完了後において、計画中の北川原公園内の専用道路を関係車両が通行することにより、公園を利用する人々の安全確保、大気汚染及び騒音・振動への影響が懸念されることから、さらなる環境保全のための措置の検討とともに、必要に応じた予測地点の追加を求めるものでございます。

大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

騒音・振動の意見ですが、工事車両及び関係車両の走行に伴う騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量の算出過程を分かりやすく説明するとともに、必要に応じた予測・評価の見直しを求めるものでございます。

自然との触れ合い活動の場の意見ですが、事業実施区域の周辺には、多摩川と浅川の川沿いを中心に自然との触れ合い活動の場が広域に存在し、ごみ収集車両等の走行経路には利用経路と交差する場所等が発生するため、さらなる環境保全のための措置の実施を検討し、利用経路上の安全確保を求めるものでございます。

最後に温室効果ガスの意見ですが、エネルギー使用量などの算出には、予測条件にメーカーヒアリング結果を用いていることから、その妥当性を明らかにすることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

ただいま報告していただきました内容につきまして、御質問や御意見を承りたいと存じます。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 質問や意見というわけではないのですが、第一部会の方もおられるので、私が部会でコメントさせていただいたことを、もう一度ここでお話しさせていただこうかと

思いまして、挙手させていただきました。

この案件は、環境影響評価条例の指針に関しまして、工事中や供用後に関して行われており、特にその項目として意見することはないのですけれども、事業自体が一つの項目である廃棄物の事業ということで、私の思いを述べさせていただきました。

それから、都民の意見を聴く会で21人の方の御意見を聞かせていただきまして、その点も合わせまして、思いをコメントとしてお伝えさせていただいたので、その点を事業者にお伝えいただけたらということでコメントさせていただきたいと思います。

一つが、都民の意見を聴く会で多岐にわたる意見が出ていたのですけれども、私の印象に最も残っていたのが、ごみの減量化を一生懸命進めていたということで、その一つのモチベーションとして、施設の規模が小さくなるということを期待してやられていたということで、決断としては、同規模の施設が組合化して、そこでつくられるような判断になったのですけれども、その点ではやりきれない思いのようなものが感じられたという意見があったかなというところがございます。

私の立場としては、広域化ということが国の施策であるということ。その背景としてはダイオキシンの対策とかサーマルリサイクル、発電などの効率、コスト的な効率も上がるということで、ひいては行政サービスの向上にもつながるのではないかとということもあるということで、私の立場としてはそういった要素がございます。

それと日野市に関しましては、地域の方の委員の先生などと話をさせていただいた結果、減量化の検討などを市民の方が主体となって行っているのも、かなり意識が高いということが背景としてございます。

翻って、今度は事業者側のサイドを見ますと、ごみの分別の区分をなるべく統一したほうがありがたいと。引っ越したときなどに迷わなくて済むという御意見もありまして、先生方からもそのような意見をいただいて、私も実はそう思うのですけれども、実際に行うとなると一般論としては、今まで来た背景があったり、また、行政の財政力も影響してきますので、なかなか簡単ではないということがあります。

組合と3市との所掌事務の関係で、全体の一般廃棄物処理を考えるのは各市の担当であり、それで出てきた燃えるごみを処理するのが組合になりますので、組合が全体の一般廃棄物処理の中で、何ができるのかというのをコメントして要求していくのは難しいのかなということが予想としてあります。

今まで述べさせていただいた要素の中で、私としては、どういったことが思いとしてコメ

ントできるかなというのを考えたのですけれども、意識が高い日野市のようなところで、今後の一般廃棄物処理のあり方を皆さんで考えられるようにしていただきたい、継続していただきたいというところです。それに対して組合ができることとして、積極的に情報発信していくといったことを探していきながら、その中に参加していただきたいなと思いました。

今後、人口の減少ですとか高齢化など、また違った要素も入っていきますので、一般廃棄物処理のあり方というのもまた変わってくると思います。そういったことを踏まえまして、そのような思いを事業者の方に伝えていただけたらということコメントとして述べさせていただきます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、池本委員の御発言の中で、都民の意見を聴く会での公述人からの御意見にも触れられていたのですけれども、第二部会では報告があったわけですが、第一部会所属の委員の方もいらっしゃいますので、事務局から主にどういう御意見があったのかという21件の要点を簡単に御紹介いただけますか。

○池田アセスメント担当課長 21人の方からいろいろ御意見をいただいたので、全部を紹介するわけにはいきませんが、主なものということで御紹介させていただきます。

大気汚染、騒音・振動の共通的な意見としまして、施設新設のために工事車両が頻繁に通行する。また、施設完成後には、可燃ごみ搬入車両あるいは焼却灰搬出車両が大量に近傍を通過することになります。したがって、それによる騒音の増大であるとか、交通渋滞、さらにそのために有害な排気ガスが増加することを非常に心配しております。

大気汚染関係ですけれども、クリーンセンターの周辺で大気質の測定を行って、環境基準以下で問題ないとしていますが、各有害物質の複合汚染について十分な配慮がなく、周辺の住民にとって不安を払拭できません。

自然との触れ合い活動の場ですけれども、北川原公園予定地内にごみの搬入路を建設するのに、自然との触れ合い活動の場として調査対象から除外している。また、その公園内の搬入路を通る車は、工事車両を含めてごみの搬入車両も大変多くなります。現在も交通事故が多いために安全と健康面で心配ですということと、その他になりますけれども、日野市はごみの分別化を進め、可燃ごみを極力少なくして焼却設備の小型化を目指してきました。今回の広域化はそれと逆行しています。

行政ごとにごみの分別が違くと、引っ越しなどでほかの地域から来る住民は混乱しました。ごみの減量化のために3市でごみ統一ルールの作成を提案いたします。

公園用整備用地として、取得した行政財産を30年間暫定使用することは違法であり、長年公園整備を願ってきた市民を裏切るものです。等々いろいろいただきました。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

大気云々については、既にこの意見の中に入っているわけですがけれども、池本委員の御発言の中にもあった、組合と3市の廃棄物担当部門との連携の問題というのは、アセスの対象ではないので、この答申の中に盛り込むわけにはいかない話ですがけれども、先般、目黒の清掃工場のときにも同様なことを私からも申し上げて、より連携を深めていくことが必要ではないかという趣旨のことを事務局に伝えていただくようお願いいたしました。それと全く共通する件になりますので、今回もそういう住民からの意見も出ていることなので、より住民サイドに立った廃棄物政策が進められるように、市と組合とが十分連携してやっていただきたいという趣旨をこの審議会からの要望事項として、お伝えいただくということをお願いしたいと思います。

池本委員、それでよろしいですか。

○池本委員 はい。

○片谷審議会会長 特に何か御異論等があれば承りますが、目黒のときにも皆さんが同意してくださっていることなので、同じような趣旨ですので事務局に対応をお願いしたいと思います。

ほかの御質問や御意見を承ります。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようでございますので、先ほど平手部会長から御報告いただいた内容をもちまして、審議会の答申といたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。この報告内容で答申とさせていただくことにいたします。

答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 事務局から、答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

28東環審第9号

平成28年6月24日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案について（答申）

平成27年12月24日付27環総政第778号（諮問第455号）で諮問があったこのことについて、  
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については省略させていただきます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにさせていただきます。

ありがとうございます。

2件目の審議に移ります。

「（仮称）イオンモールむさし村山計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会に審議をお願いいたしました。その結果につきまして、  
町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。

○町田第一部会長 それでは、報告させていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をしてください。

お願いします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、資料2を朗読させていただきます。

平成28年6月24日

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「（仮称）イオンモールむさし村山計画」環境影響評価調査計画書について  
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は6ページになります。読み上げさせていただきます。

「（仮称）イオンモールむさし村山計画」に係る環境影響評価調査計画書について

## 第1 審議経過

本審議会では、平成28年5月13日に「（仮称）イオンモールむさし村山計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

### 【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業は、約3,650台の駐車場を有する既存施設に、計画台数約3,200台の駐車場及び商業施設を増設するものであり、既存施設の来店車両等の交通量に加え、更に工事用車両や来店車両等の交通量が増加することから、工事用車両及び来店車両等の走行に伴う、大気汚染及び騒音・振動の予測に当たっては、予測条件である来店車両等及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、既存施設の影響も含め予測・評価すること。

### 【騒音・振動】

供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音について、既存施設の調査結果から予測・評価をしないとしているが、計画施設の設備機器や配置等を詳細に比較した上で類似性を明らかにし、必要に応じて予測・評価すること。

### 【温室効果ガス】

こちらにつきましては、部会での総括審議の際に意見が出されまして、野部委員と相談しました結果、修正してございます。

本事業では、施設の熱源設備としてガス式直焚冷温水発生機を利用するほかに、熱効率の高い空調システムや再生可能エネルギー設備の導入について積極的に検討することから、温室効果ガスの予測・評価に当たっては、これらを具体的に記載すること。

また、既存施設と一体化する棟もあることから、既存施設も含めた熱源設備の計画や想定する運用方法等も踏まえた調査を行い、適切に予測・評価を行うこと。

## 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえ

て検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

8ページが付表になります。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告させていただきます。

本調査計画書は、平成28年5月13日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、武蔵村山市榎一丁目及び立川市上砂町六丁目に位置する既存施設であるイオンモールむさし村山店の敷地約13.4ha内に商業施設及び駐車場約300台を増設するとともに、東側に隣接する新たな敷地約5.7ha内において商業施設及び駐車場約2,900台を新築及び設置を行うものであります。

対象事業の種類は自動車駐車場の変更でございます。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

初めに、大気汚染、騒音・振動共通の意見ですが、本事業は、約3,650台の駐車場を有する既存施設に、計画台数約3,200台の駐車場及び商業施設を増設するものであり、大気汚染及び騒音・振動の予測に当たっては、予測条件である来店車両等及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、既存施設の影響も含め、予測・評価することを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音については、既存施設と計画施設の設備機器や配置等を詳細に比較した上で類似性を明らかにし、必要に応じて予測・評価することを求めるものでございます。

最後に、温室効果ガスの意見ですが、本事業では、熱効率の高い空調システムや再生可能エネルギー設備の導入を検討していることから、これらを具体的に記載することを求めるもの及び既存施設と一体化する棟では、既存も含めた熱源設備の計画や想定する運用方法等も踏まえ、適切に予測・評価することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見書の提出はありませんでしたが、周知地域市長である武蔵村山市市長及び立川市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりまして、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指

摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ただいま報告していただきました内容につきまして、御質問や御意見を承ります。

平手第二部会長。

○平手第二部会長 先ほど事務局から、温室効果ガスのところで、部会で議論があつて修文されたということでしたけれども、そのあたりの経緯についてお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 お手元にありますクリーム色の薄い調査計画書の13ページをご覧いただければと思います。

13ページの中ほどに(4) エネルギー計画がございまして、こちらのショッピングセンターで使うエネルギーの計画を簡単に書いてあるのでございますが、まだ検討段階で具体的な設備等の内容が記入されていないものですから、その設備等について具体化した上で予測・評価をしてくださいという内容の趣旨でやっていたのですが、前回、部会で挙げたときの内容は、その趣旨が伝わりづらいということで、御意見を伺いまして、野部委員と相談をして、具体的にこういう形で修文という形になりました。

○片谷審議会会長 よろしいですか。

○平手第二部会長 はい。

○片谷審議会会長 では、ほかの御質問や御意見を承ります。

今の件について、私からもコメントしておきたいのですが、最近、いろいろな案件で事業計画自体が固まっていないので、調査計画書段階で方法を示せないものが、東京都に限らないのですけれどもほかの自治体でも結構多く見受けられまして、どうもそれが隠れみよ的なやり方になってしまう懸念があるのです。

例えば、道路案件などでルートがまだ決まっていない。決まっていないから予測調査の対象地点を示せないみたいなことが出てくるような例も結構見られるわけです。

それだと調査計画書の審議をしても、予測・評価の対象地点あるいは現地調査の調査地点が確定していないのでは、それが妥当であるかどうか判定できませんから、十分な審議ができないという問題があつて、決まっていない部分についても、できるだけ具体的な方法の記載をさせるような工夫をしていかなければいけないと思っています。

例えば、複数案があり得る場合であれば複数案に対応した調査計画を書く。複数案というのは事業内容について複数の方式があり得る場合という意味ですけれども、複数の案に対し

での調査計画あるいは予測・評価の計画を示していただくのが本来の調査計画書の姿ですので、決まっていないから後回しみたいなことはできるだけ認めないという姿勢で事務局にも対応していただきたいというのが私からの要望です。

事務局から何かコメントをいただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 会長からはたびたび御発言いただいているところですが、もちろん御存じかと思いますが、アセスは全て固まってから出てくると替えがきかないというか、全て決まっていますという状態になってしまうので、粗々でも方向性などが大きくは変わらないという段階で、なるべく早目に出してもらおうという趣旨でやっております。

ただ、会長がたびたびおっしゃられているように、その段階で決まっていること、決まっていないことがありますけれども、決まっていないことについてはより安全側に、ルートであれば一番悪い状況を想定してそのルートをとって、一番影響があるところを予測地点にとつてということで指導しているところではございますが、幾度か足りない部分もありますので、今後もいただいた御意見を踏まえまして、そういったものをなるべく安全側で予測・評価するように徹底してもらいたいと思います。

○片谷審議会会長 今、宇山課長がおっしゃった安全側、要するに、影響が最大となるケースを想定した調査計画もしくは予測・評価の計画が最も妥当な対応だと思いますから、そういう指導をより徹底していただくようお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、特にほかに御発言がないようでございますので、ただいま町田第一部会長から報告していただきました内容もちまして、審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 では、特に御異論がないと認められますので、この案のとおり答申とさせていただきますこといたします。

答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、事務局から答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

28東環審第10号

平成28年6月24日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「（仮称）イオンモールむさし村山計画」環境影響評価調査計画書について（答申）

平成28年5月13日付28環総政第228号（諮問第459号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど朗読しましたので省略させていただきます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにいたします。

ありがとうございました。

次の諮問に移ります。諮問案件につきまして、事務局から提案をしてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の9ページ、資料3をご覧ください。

朗読をさせていただきます。

28環総政第356号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成28年6月24日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

記

諮問第460号「（仮称）南町田計画」環境影響評価書案

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、読み上げていただきました諮問案件でございます「（仮称）南町田計画」環境影響評

価書案につきましては、第一部会に付託させていただきます。第一部会の委員の皆様方、審議をお願いいたします。

では、この諮問案件の概要につきまして、事務局から説明してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。お手元のブルーの冊子の1ページ目をご覧ください。

事業者の名称は、東京急行電鉄株式会社。

対象事業の名称及び種類は「(仮称)南町田計画」で、自動車駐車場の変更でございます。

内容の概略としましては、東京都町田市鶴間三丁目に位置するグランベリーモールという商業施設のリニューアル、それに伴う自動車駐車場の増設でございます。

おめくりいただきまして、2ページに概略がございます。上から3行目、計画建築物の概要としまして、後ほど図で御説明しますけれども、中央街区に商業・駐車場棟を地下1階、地上5階。シネコン棟は壊さないでリニューアルして使うということで、地上4階。駅街区に商業・駐車場棟として地下1階、地上4階。

敷地面積は約9万1,350㎡、建築面積が約5万9,000㎡、延床面積が約18万2,000㎡、そのうち店舗等の床面積が約8万9,000㎡。

用途としましては、店舗(物販・飲食・サービス)、駐車場、シネコンとなっております。

駐車場台数は約2,135台で、欄外に小さく※で、現在の駐車台数が1,349台と書いてございまして、約2倍弱増えるものでございます。

工事予定期間は平成29年3月から平成31年9月。供用予定は平成31年秋。営業時間は予定でございまして、7時から25時でございます。

続きまして、11ページは事業の目的でございます。

2000年に開業したグランベリーモールは、当初から10年程度を想定して暫定的に整備された施設でしたが、開業後15年を経過し、再整備を行う時期を迎えていることから、リニューアルを行うというものでございます。

12ページに位置図がございます。真ん中の網かけの計画地のすぐ北側に東急田園都市線の南町田駅がございます。北東側には一般国道16号、南東側には一般国道246号、西側には鶴間公園がございまして、かなり交通量が多いといった地域になってございます。

右側の13ページが空中写真で、赤枠の中で中央に建屋が見えると思いますけれども、あとは周辺に平置き駐車場があるのが分かると思います。

15ページが計画建築物の配置図でございます。真ん中の中央街区は、周りに商業施設とシネコン。真ん中に商業・駐車場棟ということで、2、3、4、5と屋上が駐車場になっておりますけれども、この青い部分はなるべく計画地の真ん中に駐車場棟を置くことによって、騒音とか大気とか、周辺への影響を配慮しているということでございます。

北側の駅街区には、商業・駐車場棟。こちらの駐車場は地下1階と1階となっております。平置き駐車場が北西側と南東側に2ヶ所ございます。

16ページが断面図でございます。こちらは上のA'断面の左側に「既存建築物（シネコン棟）」とございますけれども、こちらで一番高くて高さが約25.5mで、それほど大きくはない。基本的に店舗は2階建てで、駐車場が5階建てとなっております。

17ページ以降が平面図となっております。

18ページを見ていただくと駅街区は1階なのですけれども、中央街区は地下1階となっております。高さが違ってございまして、中央街区のほうがちょっと高いところとなっておりますので、レベルが違っている。

19ページは駅街区が2階で、中央街区がメインの1階になっているのですけれども、南町田駅の改札南口は2階にございますので、そこから駅街区の2階に出てきて、そのまま街区間デッキがあると思いますが、同じレベルで中央街区の1階に来るといった動線になってございます。

以降、平面図が続きますけれども、25ページが完成イメージ図となっております。西側の鶴間公園から見たところ、手前に既存建築物のシネコン棟がありまして、その奥に中央街区、左側に駅街区と南町田駅がございまして。

再度おめくりいただきまして、27ページに駐車場計画、歩行者動線計画ということで、歩行者動線につきましては、南町田駅から街区間デッキを通ってくる。東西南北に入ってくる場所がございまして、少し離れた駐車場街区からも歩道等を通って入る予定になってございます。

駐車場出入口につきましては、中央街区は北側と東側に2ヶ所ございます。駅街区につきましては、西側に1ヶ所です。平置き駐車場につきましても、それぞれ北側、南側に出入口がございまして。

西側の鶴間公園との間については、この案件でやるわけではないのですけれども、町田市の区画整理で道路を廃道にしまして、このグランベリーモールと鶴間公園を直接行き来できるようにするといった計画でございます。

28ページ、29ページが来店・退店経路で、基本的には大きな通りの一般国道246号、一般国道16号がありますので、そちらから入ってくるのと、西側に町田市が区画整理で造る新設道路ということで道路を新しく造りますので、こちらも来退店経路として設定しているところでございます。

続きまして、33ページは緑化計画でございます。基本的には、中央街区の敷地の周囲に緑地を置くのと、あとは歩行者動線上に緑地を置く。こちらには芝生の植栽は図示しておりませんが、芝生による植栽も行って、緑を多く配置するというところでございます。

おめぐりいただきまして、35ページが施工計画、工事工程でございます。真ん中の表を見ていただきますと31カ月の工事期間を予定しておりますが中央街区、駅街区、駐車場街区。平置き駐車場ですのでそれほど工事の内容は多くないということになってございます。

続きまして、55ページは環境影響評価の項目でございます。図にあるような選定手順を踏まえて、結果、大気汚染、騒音・振動等の8項目を選定してございます。

項目につきましては、56ページでございます。調査計画書とおおむね同様でございますけれども、違うところは、騒音・振動の一番下の冷暖房施設の稼働に伴う騒音と調査計画書の段階では、低周波音が発生する機器を置くかどうかは決まっていなかったのですが、低周波音ということで選定していたのですが、詳細の検討が進みまして、低周波音が発生するおそれがある冷却塔などといった機器は置かないということで、今回、低周波音の記載は抜けてございます。

下から3つ目の自然との触れ合い活動の場で、今回、西側の鶴間公園とつながるので、調査計画書に対する知事意見として、完了後の自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度を予測するよという意見をつけたことを踏まえまして、調査計画書では入っていませんでしたが、今回、評価書案においては完了後の予測を入れているところでございます。

59ページが選定しなかった項目及びその理由で、9項目です。基本的には調査計画書に記載したものと同様ですが、例えば7.3.3 土壌汚染では、調査計画書以降、東京都の条例に基づく地歴調査等を行って届け出をして、土壌汚染のおそれがないかどうか確認されたということで、そういった記載が追加されてございます。

62ページの7.3.9 史跡・文化財において、寺島委員の意見を踏まえまして、4行目に工事の着手前に町田市教育委員会等の関係機関とあらかじめ協議するといった記載を追加してございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました内容につきまして、第一部会で御審議いただくわけですが、今日の時点で何か御質問等があれば承ります。第二部会の方は、答申まで特に御発言いただく機会はありませんので、何かお気づきの点がありましたら、今日御発言いただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

たまたま私は自宅が近いのでよく知っている場所なのですが、既存の商業施設がある場所を改築して駐車場台数が増えるので対象事業になっているという案件ですので、ゼロから開発する事業とは大分性格が異なっているものであるということは私からも申し上げておきたいと思います。現在も人がたくさん集まっている。車もたくさん集まっている事業で、休日には渋滞等も起こってはおりますけれども、既に地元にはある程度受け入れられている施設であるということです。

これは来月が現地調査ですよ。

○宇山アセスメント担当課長 そうです。

○片谷審議会会長 来月の総会の後に現地調査が予定されておりますので、できるだけ多くの委員の方に御参加いただいて、現場の確認をしていただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

では、特に御質問等の御発言がないようでございますので、この諮問の件については、本日は以上とさせていただきます。

続きまして、受理関係の報告を事務局からお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御報告させていただきます。

10ページの資料4が受理した案件でございます。環境影響評価書案が1件、環境影響評価書が1件、事後調査報告書が3件、着工届が1件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、順に御説明をさせていただきます。

まずは11ページの環境影響評価書が提出されてまいりましたので、御説明させていただきます。

こちらは「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書で、江東区のビッグサイトの近くにある現在、更地となっているところを活用して住宅棟、商業棟などを造る住友不動産の計画となっております。

順に御説明させていただきます。

まず、大気汚染ですけれども、意見としましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染について、寄与率が高い上に、二酸化窒素が環境基準を超えていることから、より一層の保全措置を検討することに対しまして、評価書の記載内容としましては、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、事前に作業計画を十分検討することということで、評価書においては最大で予測しておりますけれども、極力建設機械の台数を減らすとか時間帯等を考慮して、なるべく小さくするというところでございます。

最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとか、定期的に現場をパトロールして環境保全措置の実施を徹底するといった項目が追記されてございます。

続きまして、騒音・振動は工事用車両、関連車両の走行に伴う騒音について、一部の地点で環境基準を超えていることから、より一層の保全措置を検討することという意見に対しまして、評価書におきましては、まず工事用車両につきましては、計画的かつ効率的な運行管理を行って工事工程の平準化に努めて、なるべくピークを小さくしていく、分散させていくということでございます。通勤には、公共交通機関を利用するよう指導するといった記載がございまして。

関連車両につきましては、工事用車両と同様ですけれども、上から4行目に集約納品等によって搬出入車両の削減に努めるといった記載が追記されてございます。

風環境ですけれども、意見としましては、風洞実験において、海からの風向についても地表面粗度区分Ⅳ相当の実験気流を使用しているということで、地表面粗度区分Ⅳ相当は中高層建築物が多いところとなっておりますので、臨海部にはそぐわないのではないかという意見がついていたところでございます。確認いたしました結果、評価書の記載内容にありますとおり、評価書案の資料編においては、地表面粗度区分Ⅳ相当と書いてあったのですが、実際の実験は臨海部という地域特性を考慮して、地表面粗度区分ⅡからⅢによって行われていたということで、単に間違えていたという記載が、やることはしっかりやっていたということなので、今回、記載を見直したところでございます。大変申し訳ございませんでした。

12ページの廃棄物の1、施設の供用に伴う廃棄物の資源化率については、江東区の計画に示される目標値の27.3%で設定していたのですが、これは一般的な目標値でございまして、今回の事業については、江東区の計画に定める大規模建築物事業者ということで別の目標値がございましたので、住宅以外の部分については、その数値を使って予測・評価をしてくださいという意見に対しまして、今回、住宅以外の部分の資源化率については、大規模建

築物事業者の資源化率の目標値71.2%を用いて予測・評価したということで、お手元のオレンジ色の評価書の303ページをご覧ください。

303ページの下の方、表8.8-10(3)と(4)で、もともとはこれが2つまとまって、全て27.3%で計算されていたのですが、今回、評価書に当たっては、一番下の住宅については27.3%で変わりませんが、住宅以外の約3万kg/日については、71.2%に変えて再資源化量を計算して、評価書案より高い数字になっているところがございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、廃棄物の2番目でございます。建設廃棄物の発生量の予測において、商業施設・業務施設・ホテル等の施設を「店舗等」としてまとめて算出しているが、当該施設は複数用途の施設なので、用途別の原単位を用いて予測・評価してくださいという意見に対しまして、こちらは細かい計算になってしまったので、資料編に記載がございます。

資料編の178ページをご覧ください。こちらはもともと一番上の住宅は変わりませんが、その下の業務、保育施設、ホテル、サービスアパートメント、商業、その他ということで、全てまとめて店舗等の原単位を使っていたのですが、今回、それを業務、保育施設は事務所、ホテル、サービスアパートメントはホテル、商業は店舗等といった感じでそれぞれ別の原単位を用いて算出して、この結果を本編で反映させて予測・評価をしているところがございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、温室効果ガスの1項目でございます。こちらでも廃棄物の2つ目と意見の内容としては同様で、施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量、削減量について、こちらでも商業という形でまとめて算出していたものを、用途別の原単位を用いて予測・評価してくださいという意見に対しまして、こちらは本編の326ページ、327ページをご覧ください。

326ページに単位がございます。こちらは基準建築物の原単位としては、もともと商業だけだったものが事務所、文化、宿泊ということで、別の原単位を使う。計画建築物も商業だけだったものがそれぞれ別の用途の原単位を使うということで、その予測結果が327ページにございまして、それぞれ原単位を使って排出量、削減量、削減率等を算出しております。

本日の資料にお戻りいただきまして、最後は温室効果ガスの2番目です。これについては、予測条件として類似事例を選定しているのですが、かなり小さな延床面積を類似事例として選定していたので、類似性が不明確ということで、その類似性を明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を見直してくださいという意見に対しまして、今回、用途を4つに分け

たということで、今まで1つの類似事例だったものが、類似事例も4つ新たに選定し直しまして、予測・評価を見直した結果が先ほど御説明さしあげましたとおり、327ページに新たな類似事例をもとに設定した原単位をもとに、削減量、排出量の予測・評価の見直しを行ったところでございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長　ここで一旦切りまして、今、御説明いただきました環境影響評価書について、何か御質問や御意見がありましたら、承りたいと存じます。

特に意見を御発言いただいた委員の皆様方、この評価書の記載内容について、御確認いただきたいと思えます。

これはエネルギー消費原単位を用途で細かく分けたら、全体的にはむしろ値が小さくなったのですか。

○宇山アセスメント担当課長　そういうことです。

○片谷審議会会長　もともとは安全側の予測でひっくり返して商業でやっていたという理解でいいのでしょうか。

今日は野部委員がいらっしゃらないから、御意見は野部委員だったのです。

西川委員はこの点はいかがですか。

○西川委員　全般的には御指摘のように商業は割と多目に出る傾向がございますので、より厳密な結果ということで、信頼性は高くなったかなと思えます。

今、資料編の中で取り上げていただいた商業施設ですけれども、比較的特異性があるかなと見ていて気づきました。といいますのも、少し地下に潜った形の商業施設ですので、実績値としてはちょっと小さ目に出ている可能性もありますので、その類似性という意味では、いま一度確認しておいたほうがいいかもしれません。

○片谷審議会会長　既に評価書として受理したものですので、どちらかというとな後のためになというような対応になろうかと思えますが、事務局で可能な範囲で対応していただきたいと思えます。

ほかに何か御質問や御意見はありますか。

これはなかなか大規模な事業で、着工届も既に出てきているわけですけれども、事後調査がかなり重要な案件かなという気がいたしますので、引き続きチェックをしていきたいと思えます。

では、特にほかに御発言がないようでございますので、続いてほかの事後調査関係の受理

報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の13ページの事後調査報告書をご覧ください。

「(仮称)新滝山街道(八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼)建設事業」で、こちらはかなり古い案件になっておりまして、その下の答申日を見ていただきますと、平成8年10月21日で、20年前の評価書の案件でございます。

事業の種類は、道路の新設でございます。

まず、お手元の薄い緑色の冊子の5ページが位置図になりますけれども、上のほうに東京都の西側の八王子市の北側からあきる野市にかけて、もともと滝山街道というものがあるのですが、その混雑が激しいということで、並行して道を造っているものでございます。

下の拡大図を見ていただきますと、真ん中の黒い太線が新滝山街道でございますけれども、北西側に圏央道のあきる野インターチェンジがちょうど接続するような形になってございます。南東側にも、図示はされていないのですが、中央道の八王子インターもすぐ近くにあるものでございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、13ページでございます。延長は約5.3km、起点は八王子市丹木町一丁目からあきる野市牛沼までで、車線は往復4車線、道路構造としては一般部、橋梁部、掘割部、トンネル部となっております。道路付近は28m～38.5m、工事期間は平成11年度から平成24年度で、既に平成24年度に供用を開始してございます。

事後調査の区分は、工事の完了後その1でございます。

調査結果の内容につきまして、まず「1 大気汚染」ですけれども、二酸化窒素の日平均値の最高値0.024ppm～0.036ppmは、予測結果と同程度もしくは下回っており、参考に比較した環境基準も下回っていたということでございます。四季(28日間)平均値は0.012ppm～0.019ppmで予測結果と同程度もしくは下回っていたという状況でございます。

「2 騒音」ですけれども、道路交通騒音レベルの事後調査結果(昼間54dB～62dB、夜間49dB～58dB)は、1地点で予測結果を上回り、残り9地点では同程度もしくは下回っていた。また、全ての地点で環境基準については下回ってございます。

1地点で予測結果を上回った理由は、予測時に反映できなかった背後地の生活音とか近隣の橋梁の構造物音、細街路の自動車走行音等が混入したものと考えられるとしてございます。

続きまして、「3 振動」でございます。道路交通振動レベルの事後調査結果(昼間30dB未満～49dB、夜間30dB未満～49dB)は、1地点で予測結果と同程度で、残りの9地点では下回

っておりました。全ての地点で環境基準については下回っております。

「4 低周波音」ですけれども、G特性音圧レベルの事後調査結果（80dB～81dB）は、予測結果（83dB～85dB）及び指標値を下回っております。

おめくりいただきまして、「5 地形・地質」でございます。事後調査を行った2地点において、斜面は安全な勾配、擁壁ブロック、種子吹き付け等の施工によって形成され、亀裂や沈下等の変形は見られなかったことから、予測結果と同様に斜面の安定性は確保されており、工事の完了後の土地の安定性への影響はないものと考えられるとしてございます。

こちらは写真がございますので、事後調査報告書の53ページをご覧ください。2地点を今回は調査しておりますけれども、この写真に見られますとおり、擁壁、のり面も安全な勾配、種子吹き付けということで、のり面は緑化されておまして、現地も調査して確認した結果、特段沈下や亀裂等はなかったということで、斜面は安定していたという事後調査結果でございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、「6 水文環境」でございます。まず（1）河川流量の変化の程度で、河川流量は、工事施行前及び工事施行中と同様に、降水量の変動とおおむね同様の変動を示したことから、予測結果と同様に事業区間の供用に伴う河川流量の変化の程度への影響は少なかったと考えられる。

（2）地下水（湧水）の変化の程度で、湧水は、工事施行前及び工事施行中と同様に、降水量の変動とおおむね同様の変動を示し、また、湧水量についても著しい変化が認められないことから、予測結果と同様に事業区間の供用に伴う湧水量の変化の程度への影響は少なかったと考えられるとしてございます。

こちらは、今回の事後調査報告書のかなり後ろのほうになりますけれども、見開きの112ページをご覧ください。こちらは河川流量ですけれども、それぞれ5地点、112ページ～113ページでございます。工事施行前から工事施行中、工事完了後とかなり長くっておりますが、おおむね降雨と同様の変動を示しているのと、流量についても著しい変動がないということでございます。

続きまして、湧水につきましても同様の表がございまして、117ページでございます。こちらでも河川と同様に雨量に対応して湧水量が増えたり減ったりということで、特段著しい変動は認められていないということにしてございます。

本日の資料の14ページで、最後は苦情の有無ですけれども、振動に関する苦情が1件ありまして、一般部と橋梁部の接続部の段差で大型車が通ると揺れるという苦情がございまして、

これについては段差を解消した。段差につきましては、完全埋設型ジョイントで106ページに図がございます。段差をなくして振動が発生しないように対応したということで、こういったことで御理解を得たということでございます。

新滝山街道については、以上でございます。

○池田アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料の15ページをご覧ください。事業名につきましては「杉並清掃工場建替事業」でございます。答申日は平成23年10月26日。受理日は平成28年6月13日でございます。

事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。

お手元のホチキスどめの「事後調査報告書（工事の施行中その3）－杉並清掃工場建替事業－」の3ページをお開きください。こちらが対象事業の位置図で、京王線の高井戸駅前にございます。

所在地は杉並区高井戸東三丁目。今回の工場の処理能力でございますけれども、可燃ごみの焼却で、焼却炉は600t/日で、日量300tを処理できる炉が2基設置される予定でございます。

工場の稼働年度は平成29年度を予定してございます。

事後調査の区分は、工事の施行中その3でございます。

今回の調査項目につきましては、大気汚染、騒音・振動等でございます。

まずは、「1 大気汚染」でございますけれども、工事用車両の走行に伴う大気質でございますが、事後調査報告書の8ページをお開きください。今回の工事用車両の走行に伴う大気質を測定したポイント6ヶ所、工場周辺を選定してございます。

浮遊粒子状物質の期間平均値（7日間）は0.012mg/m<sup>3</sup>～0.017mg/m<sup>3</sup>で予測結果を全ての地点で下回ってございました。1日平均値の最大値は0.021mg/m<sup>3</sup>～0.029mg/m<sup>3</sup>で、参考に比較しますと、環境基準を下回ってございます。

次に、二酸化炭素の期間平均値（7日間）につきましては、0.027ppm～0.042ppmで、予測結果を全ての地点で下回ってございました。1日平均値の最大値は0.037ppm～0.049ppmで、参考に比較しますと、環境基準を下回ってございます。

続きまして、「2 騒音・振動」でございます。建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルでございますけれども、事後調査報告書の30ページをお開きください。こちらの図が、建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルの調査地点でございます。調査地点はアルファベットのAからDまでの4ヶ所となっております。

土工事（解体・掘削）時の高さ1.2mにおける騒音レベルでございますけれども、最大値は

59dB～71dBで、予測結果をCとDの地点で上回ってございました。CとD地点で予測を上回った理由でございますけれども、地点Cにつきましては、図を見ていただくと分かるのですが、すぐ近傍を京王線の線路が隣接しておりまして、測定位置は、普通は仮囲いの外で測定しなければいけないところでございますが、隣地との関係で仮囲いの中で測定をしなければいけなかったということで、上回っているということでございます。地点Dにつきましては、こちらにも図面を見ていただくと、すぐ横を環状八号線が通っておりまして、こちらの自動車走行音によるものと考えられております。なお、全ての地点で環境基準を下回ってございました。

図のA地点は、すぐ道路の反対側にマンション等の高層の建築物がある関係で、高さ5m～25mにおける騒音レベルを測定しておりますけれども、こちらでも66dB～72dBで、予測結果を全ての高さで下回ってございました。

土工事の振動レベルの最大値は37～55dBで、予測結果と同程度か下回ってございました。

続きまして、工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベルでございますけれども、事後調査報告書の31ページをご覧ください。こちらの図面が、工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベルの調査地点でございます。工事用車両がよく通る道を①から⑦の7ヶ所で測定してございます。

騒音レベルにつきましては、61dB～72dBで、予測結果と同程度か下回ってございます。地点③と④で環境基準を上回ってございますけれども、一般車両に対する工事用車両の走行割合は0～1.6%でございまして、工事用車両の影響は小さいと考えてございます。

振動レベルの最大値は、昼間が38dB～58dB、夜間が30dB未満～54dBで、予測結果と同程度か下回ってございました。また、全ての地点で規制基準を下回ってございました。

次に「3 土壌汚染」でございます。調査報告書の53ページが汚染土壌を区域外に搬出した区画を示した図でございます。

この図中の赤い線で示された区画につきまして、汚染土壌を搬出してございます。その量につきましては、フッ素につきましては79.4m<sup>3</sup>、ヒ素関係につきましては5,774m<sup>3</sup>、合計で5,853.4m<sup>3</sup>となっております。

続きまして、「4 地盤」と「5 水循環」について、御説明さしあげます。事後調査報告書の58ページの図面で、地下水位と地盤変位調査地点をお示ししてございます。青色の○が観測井で、①から4ヶ所ございます。緑の△が地盤変位計で、AからFでございます。

61ページをご覧ください。上の2つのグラフにつきまして、こちらが地盤変位の測定結果でございます。全6地点において、期間中、表37にございますように、1次管理値は-4.0mm～4.0

mmの範囲内でございます、著しい変動は確認されませんでした。

次に、60ページは地下水位の測定結果でございます。図に示していますように、工事中における平成26年7月から平成28年3月までの地下水位に著しい変動はございませんでした。

本日の資料の16ページにお戻りください。「6 廃棄物」でございます。今回、建設工事に伴って発生した廃棄物等をお示ししてございますけれども、そのうちコンクリート塊、他のがれき類、金属くず、廃プラスチック類が予測結果よりも発生量が多く出てございます。

この多く発生した理由でございますけれども、こちらの工場は建替えということで、旧工場の地下構造物解体に伴う発生量が設計積算時よりも多かったということが一つの理由になっています。

また、今回の工事と解体に伴いまして、仮設の全覆いのテントをこちらに設置しまして、今回、解体が終わったということで、テントの基礎の解体など、当初見込みをしていなかったことが発生した関係で増えてございます。

当初、全覆いのテントを考慮していなかったのです。写真は分かりづらいかもしれませんが、24ページをご覧ください。基本的には解体のときに仮囲いをして粉じんとか防音をして工事をするのですが、杉並工場の前ぐらの解体工事から導入されたということで、今回も評価書の段階ではこれを見込んでいなかったのですが、仮設の全覆いテントが写真6です。こういうものを工場全体にかぶせた形で解体をしたということでございます。解体が終わったので、こちらのテントも解体して、廃棄物が多く出てしまったということでございます。

苦情の有無でございます。大気汚染に関する苦情が1件、騒音に関する苦情が5件、振動が3件ございました。大気汚染に関しましては、工事中の粉じん防止に関する要望で、飛散防止方法や工事工程を説明して、理解を得てございます。ほかの苦情につきましても、工程の説明であるとか、あるいは工事の方法の見直し等、工事に当たる方にきちんと教育したり、そういうことをしまして、対策をとりまして住民の理解は得てございます。

次の案件は17ページをご覧ください。今度の事業につきまして、事業名につきましては「西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業」でございます。

答申日は平成10年10月30日で、もう20年近く前の答申でございます。受理日は平成28年6月14日。

事業の種類は、道路の新設でございます。

規模につきましては、お手元の、こちらもちキスどめの報告書になりますけれども、9

ページをお開きください。こちらの図面が今回の工事の位置で、今回の工事分は図上の真ん中にちょうど西東京市役所保谷庁舎という表示が書いてあるあたりから、上のほうに行っていて赤線の一番上のところまでの工事でございます。工事区間は一般部、要は、普通の平場の道路と掘割部、トンネル部に分けられてございます。

今回の道路につきましては、延長は全体が約3.9kmになってございます。起点は西東京市東伏見六丁目で、西武新宿線の東伏見駅のちょっと下のほうが起点になっております。終点は西東京市北町三丁目でございます。こちらは隣の新座市との境界で終了してございます。車線数は本線4車線。道路構造は一般部、掘割部、トンネル部、橋梁部と多様でございます。

工事期間は平成15年度から平成29年度までを予定してございます。

供用開始は平成30年を予定してございます。

事後調査の区分は、工事の施行中その12でございます。

調査項目は、騒音・振動でございます。

まず、「1 騒音」でございますけれども、一般部、普通の道路における調査結果でございますが土工・舗装版とりこわし工事につきましては79dB、土工・掘削が78dBと予測を上回ってございました。その他の工種につきましては、70dB～76dBで予測結果と同程度または下回っております。

調査報告書の12ページと13ページが今回超えたところでございますけれども、上回った理由としましては、図面のグレーで色分けされているところが住民の方が使っている道路なのですが、地元の要望でこの道路を使いながら工事をしてほしいという要望を受けまして施工計画を見直しまして、建設機械の規格や台数を見直したことによって増加したと考えられてございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、掘割部における調査結果につきましては、工種別最大値で73～75dBあり、予測結果と同程度または下回ってございました。

次に、トンネル部における調査結果でございますけれども躯体工・コンクリート打設が79dBと予測を上回ってございました。その他の工種については、64dB～74dBで予測結果と同程度または下回ってございました。

事後調査の19ページがトンネル部における騒音が上回ったところでございますけれども、今回、コンクリートの打設ということで大規模なものになっておりまして、品質の管理の関係で、短期間でコンクリートを打設して終える必要がございます、本来ですと1台ずつなのですが、今回は近傍で同じトラックミキサーを待機させたことで騒音が増加したと考えてご

ございます。

なお、いずれの工種におきましても環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する騒音の勧告基準（80dB以下）につきましては下回っておりました。

次に「2 振動」でございます。一般部における調査結果につきましては土工・舗装版とりこわしが65dB、土工・掘削が66dBで予測を上回っておりました。その他の工種につきましては、57dB～63dBで予測結果と同程度か下回っておりました。

予測を上回った理由につきましては、先ほどと同じ場所でございますけれども、騒音のときと同じように、地元の要望を受けての工事工程の見直しにおきまして増えたと考えてございます。

続きまして、18ページをご覧ください。掘割部における調査結果についてですが、工種別最大値で57dB～60dBであり、予測結果を下回っておりました。

トンネル部における調査結果は、工種別最大値で51dB～60dBでございます、予測結果と同程度か下回っておりました。

なお、いずれの工種におきましても環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する振動の勧告基準（70dB以下）を下回ってございました。

苦情の有無につきましては、ございませんでした。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、今、御説明いただきました事後調査関係の報告につきまして、御質問や御意見を承ります。複数の件がありますので、どの案件の資料の何ページといったことを御指摘いただいて御発言ください。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 西東京の都市計画道路の件なのですが、今回、供用された部分は、埼玉県との県境のところまでですか。そこまで行っていないですか。

○池田アセスメント担当課長 9ページを見ていただければと思いますけれども、今回の工事部については、まだ工事中で供用がされていなくて、この図面の下の部分、グリーンの部分が開通区間ということで、既に工事が終了して供用されている。

○木村委員 緑のところだけですね。では、もうしばらく先になると、終点と書いてあるところまで供用されることになりますよね。県境がここにありますよね。そうしたときに、どういう工事計画か分からないのですけれども、隣だけが先に完成したときは、埼玉県側が開

通したときにも、もう一度調査をし直すことになるのでしょうか。

どこまで伸びているかによって、交通の流れが変わりますよね。

○池田アセスメント担当課長 埼玉県計画はこちらもまだ把握していないのですけれども、今回の道路は私も道路地図とかを見たのですが、もともと全く道路がないところに通してございまして、細いものを太くするという工事ではないみたいなのです。

こちらは都道でございますので、東京都側は埼玉県がどのような調整をしてここに道路をつくっているかは確認させて、報告させていただかなければ分かりづらいところなのです。

○宇山アセスメント担当課長 71ページに事後調査報告書の提出時期という表がありまして、一番右のほうが最後なのですけれども、右から2つ、工事の完了後その1、その2とあると思うのです。通常、道路の場合は、道路が完成したときに1回事後調査をやって、周辺のネットワークができた場合にもう一回やるということで2回やるのですけれども、工事の完了後その1が平成30年度の後になっているのが工事が完了した後で、平成40年度にもう一度その2となっております。これが周辺が完成したときなのですが、埼玉がこれに入っているかどうか、それは確認しなくては分からないのですけれども、一般的にはそういった感じでできたときと5年後、10年後なりにもう一回やるということになってございます。

○木村委員 どうもありがとうございました。

○片谷審議会会長 この道路は既に供用しているところが裁判になったりして、いろいろもめた案件でもあるのですけれども、北半分は比較的話がスムーズにいつているようではありません。いろいろ問題含みの案件であることは確かです。

ただ、地元からの要望で、住民の通行路を確保しながら工事をするという計画の変更がされたりして、かなりその辺は住民対応をしっかりとやっていただいている。その分環境負荷は増えたというのが、これはやむを得ないところだろうと思いますけれども、結局現道が工事中遮断されるのをなるべく減らしたということですよ。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 そういう対応をしていけば、地元とのトラブルは減っていくだろうと予想できますので、適切な対応をしていただけているのかなという気がします。

木村委員、今の件はよろしいですか。

ほかの質問を承ります。

守田委員、どうぞ。

○守田委員 杉並清掃工場の建替事業なのですけれども、事後報告書の60ページに地下水の

変化に関する評価で、要するに、4地点において著しい変動は確認されていないということで、地下水の低下等の影響はないということなのですが、60ページの地下水の測定結果なのですが、こういう浅い地下水の測定データは必ず降雨量、雨のデータがあるのです。これはないでしょう。

今までいろいろな報告書で、必ず雨があるのです。そうすると、この変動と雨の変動が分かってよりクリアなのですが、これはないものだからよく分からないということで、特に平成27年10月以降は何となく低下しているように見えますよね。

これは雨があるとその原因が分かるのだけれども、ないものですからよく分からないということで、そういう意味でこのデータが不十分であるということと、こういう調査の地下水のデータは必ず雨のデータを一緒に載せるような形で対応していただきたいと思っています。

○池田アセスメント担当課長 雨水については、今後、次の報告で反映させていただきます。どうもありがとうございます。

○片谷審議会会長 これはまだ、事後調査報告が今後、出てくる案件ですね。そのときには今の御指摘の点を改善するように指導してください。

ほかはいかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 モスグリーンの冊子の新滝山街道なのですが、56ページで湧水の調査地点をたった1ヶ所だけ調査しているのです。これは街道の工事で湧水の地点が1ヶ所しかなかったのか、あるいは調査を1ヶ所しかしなかったのか、そこら辺を教えてください。

○宇山アセスメント担当課長 こちらはもともと湧水がここしかなかったということで、そこを確認したということでございます。

○小堀委員 場所はどんな感じの湧水なのですか。川があって道路がある。

○宇山アセスメント担当課長 56ページの真ん中から上の一般部というところに水色の□があると思いますけれども、川は道路の反対側に谷地川という川があって、先ほどの62ページを見ていただくとかなり等高線が密になっておりますので、山の中でございます。

○小堀委員 ありがとうございます。

○片谷審議会会長 よろしいですか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 杉並清掃工場の建替事業の51ページなのですが、土壌汚染について、計画地内の第二種物質の溶出・含有量、アルキル水銀、PCBの溶出量を予測したとなっておりますけ

れども、最近の清掃工場は非常にバグフィルター等で問題はないと思うのですが、ここは建替えて大分以前にできていたところですよ。その当時ですと灰の取り扱いとかが不十分だったりすることがあって、ダイオキシンがなぜここに入っていないのか教えていただければと思います。

○片谷審議会会長 今回の御質問は土壌のダイオキシンですか。

○佐々木員 そうです。土壌中の、古いところですよとたまに表層に出てきて、清掃工場の問題になるところがあります。

○片谷審議会会長 たしかこれは着工時に土壌調査をしたのではなかったですか。

○佐々木委員 そういうことでしたら結構なのです。

○片谷審議会会長 私も明確な記憶がないのです。

○池田アセスメント担当課長 評価書においてはきちんと分析してございます。そのデータは問題ないということになっています。よろしいですか。

○佐々木委員 問題ないですか。結構です。

○片谷審議会会長 たしか着工前ですね。着工前に土壌調査がされているということだったと思います。

平手第二部会長、どうぞ。

○平手第二部会長 新滝山街道ですが、これは供用開始が平成24年度で、要するに、完了しているわけですね。出てきたのが平成28年、今回で、これは時間がかかっていると思うのですが、そのあたりの事情についてお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 事後調査自体は平成25年度にやっていて、これまでの経緯で、その数年前に遅れている案件を全て掘り起こしてしっかりやりましょうということで催促をしてきて、これについても遅れていた案件で催促をして、やりとりも中身の確認でかなり時間がかかってしまったということもあって、今回、出てきたということです。こちらについては、今までの遅れた案件と同様で、遅れてしまった案件ということで、申し訳ございませんということでございます。

○片谷審議会会長 報告書の12ページに進捗状況の図があって、調査自体は平成25年度にやっていたのだけれども、その後、点々と2年延びていて、その間作業が停滞していたということだろうと想像ができます。

ほかの道路案件でもこういうことが起こっていて、今、徐々に事務局の努力で改善されてきているという途上であると私は理解しているのです。

○平手第二部会長 事業者は東京都ですから、そのあたりは示しが見つからない面もあると思うので、よろしく願いいたします。

○片谷審議会会長 当然、調査した翌年には報告書が出てこないといけない話ですので、今、そういう改善を図っていただいているわけですが、それを鋭意進めていただくようお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 杉並清掃工場で、予測結果と実際の発生量に乖離がある部分がありますので、なかなか難しい部分もあるかもしれないのですが、予測精度を上げていくようにしていったほうがよろしいかなと思います。

特に杉並清掃工場の報告書の71ページ目では、ほぼ全て予測時には想定していなかったことが発生しているということで書かれていますので、そういった部分を今後の予測精度の向上のために、可能であればなのですが、例えばこういうケースの原単位はこうだったとか、情報提供していただければと、予測精度の向上にもつながるのではないかと思います。

例えば全覆いのテントとか、おそらくダイオキシンの関係とかアスベストの関係で、近隣に住居があるとかそういったことも発生すると思いますので、そういったときの原単位は幾つであるとか、可能であれば情報提供していただければと、予測精度の向上にもつながると思うので、ありがたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 こちらにつきましては、例えば今、お話があった仮囲いについては、おそらく今後、全ての工場の建て替えのときには同じようなことを求められてくると思いますので、今回あるいはほかの事例も出てきていますので、そういうものを原単位でやるとか、あとはそもそもの工場の解体の原単位につきましても、東京二十三区清掃一部事務組合の場合は何か順次解体していますので、そこで実績が出てきていますので、地下構造物についてもおそらくちゃんと数字が出てくると思いますので、それを踏まえて今後、原単位等が間違いのない形で指導していきたいと思います。

○片谷審議会会長 この件の覆いを新たに作ったというのは、地元対応の結果なのです。すぐ後ろにマンションがほとんどくっつくように建っているところなので、実際、これは「都民の意見を聴く会」のときも、マンションの居住者の方々からたくさん意見が出て、作ること自体を否定する意見はほとんどなかったのですが、工事中の問題はとにかく少しでも低減してくれという意見が中心だったと記憶しているのです。その対応で覆いをつけたという

ことだと思いますので、これは事業者側の努力の結果でもあるわけですが、それによって廃棄物が増えてしまったということなので、今後の案件では当然、見積もりにきちんとそれも算入することと、その廃棄物をどうやって減量するのかという努力も必要になってくると思います。

あとは地下の話なのですけれども、当然、古いほうの工場を建てたときの記録は設計図面で残っているはずなのですが、それよりさらに前からあった地下構造物の残骸があると、これは記録がなくて掘ってみないと分からないというものがある。

特に既存の建物よりピットを深く掘ったりすることが多いわけで、そういうときには前回の工事のときにはいじっていない部分まで掘るので、見積もりを上回ってしまうということが起こるのです。

これは不可抗力的な要素があって、正確に見積もるのは無理かなど。ただ、少なくとも前回の工事のときに造った地下構造物はきちんと算入できるはずなので、そこは正確に入れていただくということは言っていることだと思います。

ほかはいかがですか。

よろしゅうございましょうか。

では、御発言がないようございしますので、受理関係についての質疑はここで終わることにいたします。

特にその他ということで、何か御発言いただくことがあれば承りますが、よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようございしますので、本日の審議会はこれで終了させていただきます。

(午前11時48分閉会)